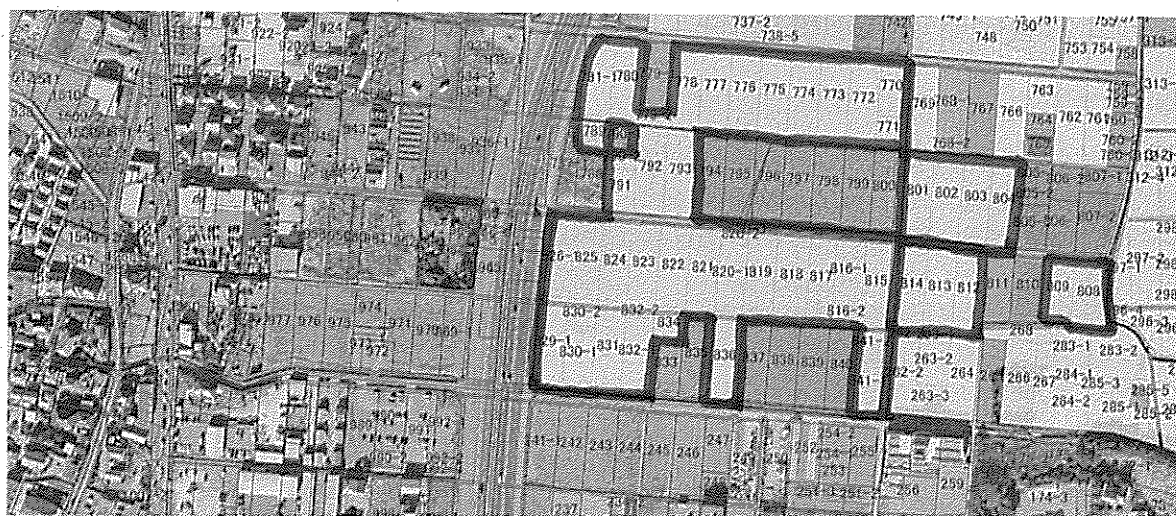




当地区においては、国の方針に則って、農業振興地域内の農用区域にある農地（農振農用地／青地）は地域計画の範囲に入れるという前提で協議等を進めていきます。（西山地区は①と②の囲われた範囲がおおまかな農振農用地となります。）

問題等があるなどの理由で地域計画の範囲から外したい場合は、今回のアンケートにその旨を記載していただくか、今後実施される協議の場にて必ず意思表示をしていただくようお願いいたします。

①



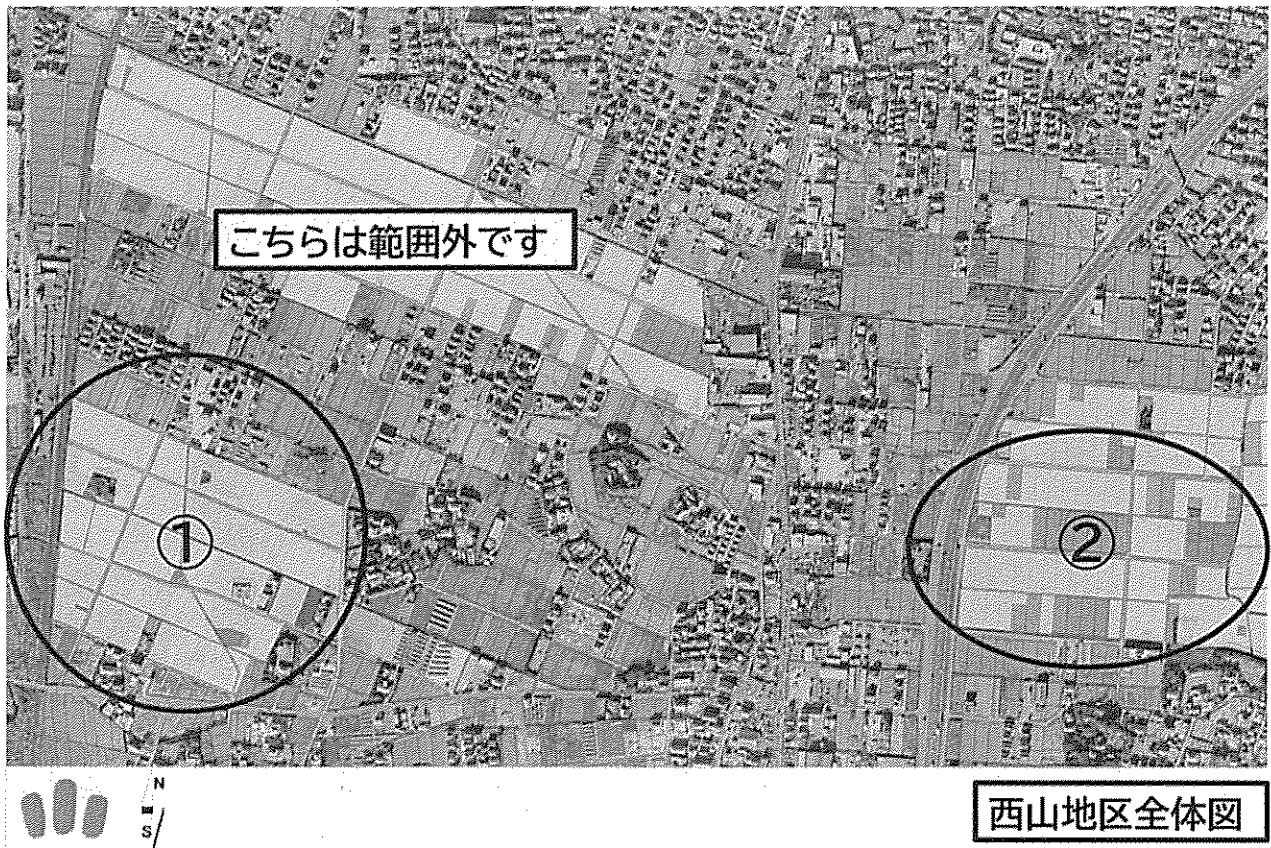
ご自身の所有農地の場所がわからない場合は直接、農業委員会へお越しいただき、ご確認ください。

木更津市農業委員会事務局 電話 0438-23-8693

「農振農用地／青地」に該当するか不明な場合は、

木更津市経済部農林水産課農林振興係 電話 0438-23-8444

までお問合せください。



協議の場における協議事項

協議の場では、関係者により次の3つの項目について協議します。

1. 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の高収益作物への転換による飼料増産、水田の畑地化等、地域の実情を踏まえ目指す農業の在り方を協議します。

農林水産省が作成している
地域計画マニュアルより

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後ともできる限り農業上の利用が行われるよう、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本とします。農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地*については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論しましょう。



※具体例

- ① 従来の農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
 - ② 山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの
- ①②などを対象に活性化法に基づき活性化計画を策定して農用地の保全等に取り組む場合も、一体的に協議の場にて議論いただくことで、協議の場を活性化法に基づく協議会として活用することが可能です。

直近の人・農地プランの取組において、これらの事項について、協議・公表がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができるとしています。

3. その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1, 2を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について、協議し、取りまとめましょう。